平成２９年（フ）第６９４９号
東京都足立区西伊興１丁目８－２－201
債務者　有山　辰夫
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９１号
東京都三鷹市中原３丁目13番２－303号
債務者　清水　仁志
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８１号
栃木県下野市柴50番地６
債務者　添野みどり
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第８２８号
東京都多摩市永山３丁目１番地12－501
債務者　鈴木　文江
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６９２３号
東京都町田市成瀬４丁目５－40
債務者　川和安希子（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９８５号
横浜市都筑区見花山31番４号　アビタシオン市ヶ尾203
債務者　小川かおり
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９９６号
横浜市南区六ツ川２丁目164番地４　レオパレスダイエー103（前住所）
債務者　高根　信雄
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９９７号
横浜市南区六ツ川２丁目164番地５　レオパレスダイエー204（前住所）
債務者　高根　　恵
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０２４号
神奈川県綾瀬市小園1270番地４　サンコーポ101
債務者　戸村　寛光
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０３２号
横浜市都筑区中川７丁目１番37－407号
債務者　濱地未那紀
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０３７号
横浜市青葉区美しが丘５丁目18番地３　たまプラーザフラット303
債務者　福留　英記
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４０号
横浜市瀬谷区相沢２丁目13番地１
債務者　小室　雅朗
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４１号
横浜市瀬谷区相沢２丁目13番地１
債務者　小室千世子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４８号
横浜市緑区十日市場町907番地３　ラディッシュ101号
債務者　佐久間澄子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４７号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目５番23号　スカイハイツ　101
債務者　濱田　一政
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部